

2015年税法改正案における「家計所得増大税制」の三本柱について

2014年9月15日

改正案で導入が計画されている「家計所得増大税制」は、企業所得の増加が家計所得の増大に繋がるような好循環構造を構築するため、①企業所得を一定の基準以上に留保した場合に課税する「企業所得還流税制」、②平均賃金増加率を超過する賃金増加分に対して税額控除の特典を付与する「勤労所得増大税制」、③個人株主の配当所得に対する税負担を引下げる「配当所得増大税制」の三本柱で構成されています。

以下、8月6日に企画財政部が税法改正案とともに発表したプレス・リリース資料「2014年税法改正案の主要内容についての説明資料」から、「家計所得増大税制」の部分を抜粋して翻訳・紹介いたします。

1. 企業所得還流税制

① 制度の概要

導入趣旨

- 企業の所得を投資や賃金増加、配当などの財源として活用するようにして、企業所得と家計所得との間の好循環を誘導する。

適用対象

- 自己資本が500億ウォンを超過する法人（但し、中小企業を除く）
- 相互出資制限企業集団に所属する企業

課税方式

- 投資、賃金増加、配当などが当期所得の一定額に達しなかった（基準未達額）場合に、追加課税（単一税率10%）する。
- A方式とB方式から選択を許容する（但し、最初に選択したときは3年間継続して適用）。

A方式（投資を含める方式）

〔当期所得×基準率（60～80%）－（投資＋人件費増加＋配当額など）〕×税率（10%）

B方式（投資を除外する方式）

〔当期所得×基準率（20～40%）－（人件費増加＋配当額など）〕×税率（10%）

- 当該年度の基準未達額は翌年度の基準超過額から控除することができる。
- 当該年度の基準超過額で翌年度の基準未達額から控除することができる。

適用期限

- 2017年12月31日まで、3年間時限的に適用する。

② これまでに累積している社内留保金に対して課税するかどうか

- これまでに累積している社内留保金に対しては課税せず、今後発生する所得を対象にして課税する。
- 2015年に発生する所得の分から課税対象となる。

③ 税負担の水準

- 当期所得の一定額以上を、投資、賃金増加、配当などに支出したときには追加の税負担はない。
- 投資、賃金増加、配当などが投資所得の一定額に達しなかった場合の追加の税負担は、最大で約3%ポイント以内の水準となる。

④ 課税時期

- 2015年に発生する所得の分から課税する。
- 2015年度の基準未達額については、2016年の基準超過額を控除した残額に対して課税する（2017年初めに課税額を申告・納付する）。

⑤ 投資額を含むかどうかによる課税方式（A方式とB方式）の選択方法

課税方式（A方式とB方式）は、2015年所得分に対する2016年の法人税申告時に選択する。

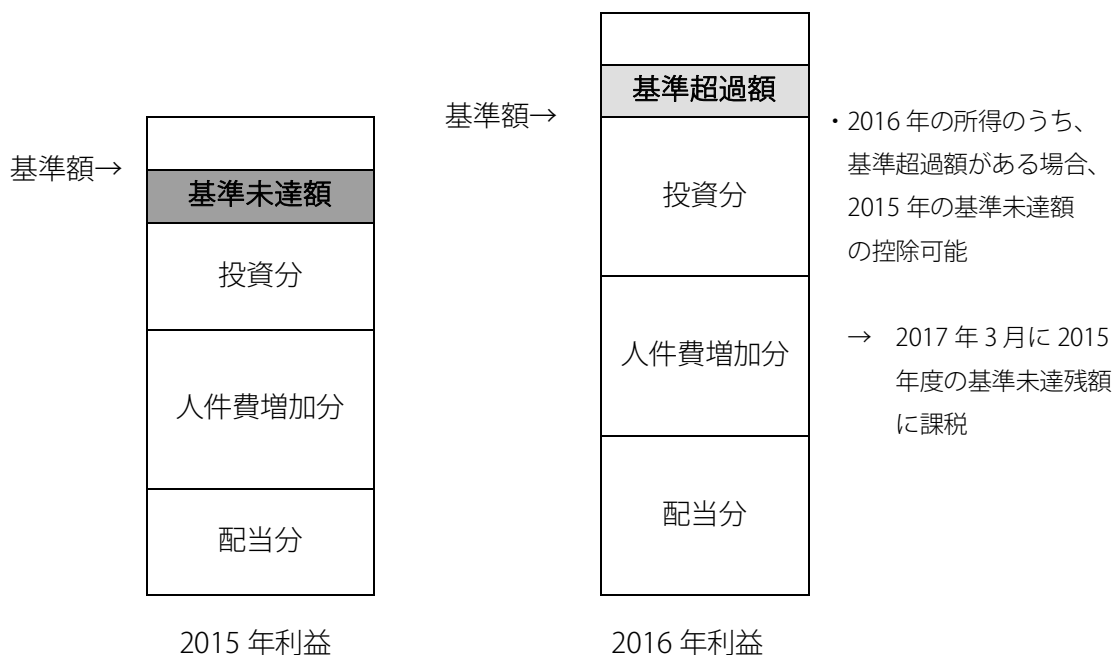
最初に選択したときには、3年間、同じ課税方式を引続き適用する。

※ 課税方式を申告しなかったときには初年度の税負担が少ない方式を適用し、未活用額は発生年度に即時に課税する。

⑥ 当該年度の基準未達額を翌年度に控除する方式

当該年度の基準未達額は翌年度の基準超過額から控除することができる。

2015年の基準未達額から2016年の基準超過額を控除した残額に課税する（2017年3月に申告・納付する）。



⑦ 当該年度の基準超過額を翌年度に繰り越す方式

当該年度の基準超過額で翌年度の基準未達額を控除することを許容する。

2015年の基準超過額を繰り越して2016年の基準未達額を差引くことができるようにする。

2. 勤労所得増大税制

① 「勤労所得増大税制」の概要

適用要件

- 当該年度の常用勤労者の平均賃金*の増加率が直前3年間の平均賃金増加率の平均より大きいこと

* 平均賃金を計算するとき、役員、高額年俸者、最大株主（個人事業者）と親族関係にある勤労者は除外する。

- 当該年度の常用勤労者数が直前年度の常用勤労者数と同じ、または多いこと

税制支援

- 直前3年間の増加率の平均を超過する賃金増加分に対して10%（大企業は5%）の税額控除

☞ 税額控除額＝〔当該年度の平均賃金－直前年度の平均賃金×（1＋直前3年間の増加率の平均）〕×直前年度の勤労者数*×税額控除率

* 雇用増加効果を除去するために当該年度ではなく直前年度の勤労者数を乗じる。

適用期限

- 2015年1月1日から2017年12月31日まで

② 平均賃金を計算するときに使用する「賃金」の範囲

- 平均賃金を計算するときに使用する賃金の範囲は、非課税所得を除外した給与および賞与*である。

* 勤労所得源泉徴収証または支払明細書上の⑬給与および⑭賞与を意味する（所得税法施行規則別紙第24号書式（1））。

- 非課税所得は、企業が変則的に賃金を増加する手段として活用することができるし、年間増加率も小さいことを勘案して除外する。

- 認定賞与は、正常な賃金引上げとは見なしにくく、税務調査などによって税引き後に確定されることを勘案して除外する。
- 退職することによって受け取る所得であって退職所得に属さない所得*は、平均賃金を計算するときに役員を除外することを勘案して除外する。

* 役員に支給される退職所得で、法人税法によって損金に算入されない役員退職給与の限度超過額

◇ 勤労所得は、給与*、剰余金の処分による賞与**、認定賞与***、および退職することによって受け取る所得で退職所得に属さない所得に大別される（所得税法第 20 条第 1 項）。

- 上の各金額の合計額から非課税所得を除外したものを総給与額とする。

* 労働を提供することによって受け取る俸給、給料、報酬、歳費、賃金、賞与、手当、およびこれと類似した性質の給与

** 法人の株主総会、社員総会、またはこれに準じる議決機関の決議によって賞与として受け取る所得

*** 法人税法によって賞与として処分された金額

③ 総賃金増加率ではなく平均賃金増加率を使用する理由

- 勤労所得増大税制は勤労者の勤労所得を増大させることを目標としているので、総賃金ではない「平均賃金」を基準とする。
- 総賃金を基準とする場合、勤労者の賃金が増加することなく雇用だけが拡大する場合にも税制の特典を受ける可能性がある。
- 雇用増加については別途の税制支援制度*があることを勘案して、勤労所得増大税制は、現在、働いている勤労者の勤労所得の増大に焦点を合わせる。

* 中小企業が雇用を増加する場合、雇用増加人員に対する社会保険料税額控除（青年勤労者は保険料の 100%、その他の勤労者は同 50%）、雇用創出投資税額控除（追加控除部分）

④ 平均賃金を計算するときに除外する者

- 平均賃金を計算するとき、役員*、高額年俸者、および最大株主（個人事業者）と親族関係にある勤労者は除外する。

* 法人税法施行令第 20 条第 1 項第 4 号による役員

- 「平均」を使用するのは、極端に大きい数など異常値の影響を排除し、不当減免の素地が生じるのを予防するためである。
- 一般勤労者の賃金が上昇せず、役員や高額年俸者などの賃金が大幅に増加する場合、平均賃金が増加しうる*。
- * このような現象は、小規模法人や個人事業者の場合に発生する可能性が大きい。

＜高額年俸者を含めた場合の事例＞

区分	第1期	第2期	第3期	第4期
① 勤労者の賃金 (5名、1人当たり1賃金)	5	5	5	5
② 高額年俸者の賃金 (1名)	5	5	5	10
③ 平均賃金 (総6名)	1.67	1.67	1.67	2.5
∴ 平均賃金増加率	-	0%	0%	49.7%

⑤ 当該年度「平均賃金」増加率の比較対象として、直前年度ではなく「直前3年間の増加率の平均」を使用する理由

- 賃金上昇率は、景気状況や個別企業の経営与件などによって、毎年、偏差が発生するので、3年平均を使用して特異要因を除去する必要がある。
- 「直前3年平均」基準は「直前年度」基準より年度別偏差が小さいので、「直前3年平均」基準を使用するのが望ましい。

＜直前年度基準と3年平均基準の比較＞

区分	第1期	第2期	第3期	第4期
① 毎年、同額 (3) を引上げ	100	103	106	109
- 対直前年度比		3.0%	2.91%	2.83%
- 対直前3年平均比		2.91%		
② 第4期に賃金を凍結したとき		103	106	106
- 対直前年度比		3.0%	2.91%	0%
- 対直前3年平均比		1.97%		
③ 第4期に大幅賃上げをしたとき		100	100	109
- 対直前年度比		0%	0%	9%

- 対直前3年平均比	3%
------------	----

☞ 前年度基準を使用時するとき、上表②の場合には第4期の賃金上昇率が低いので、翌年度に税額控除を受ける可能性が大きくなる*。また、上表③の場合には第4期の賃金上昇率が高いので、翌年度に税額控除を受ける可能性が小さくなる。

* 直前3年平均を使用しても、第4期の賞与金の支給時期を調整したり（第4期12月→第5期の期首）、第4期に賃金を凍結した後に第5期に賃金が増加することにより、不当減免の事例が発生する可能性がある。

→ 不当減免の事例が発生するのを防止するため、直前年度（例：第4期）の賃金増加率がマイナスであったり、直前3年平均に比べて大幅に低い場合には、その年（例：第4期）を除外して直前3年平均で計算する。即ち、②の場合、直前3年の増加率の平均は1.97%ではなく、2.96%〔= (3.0%+2.91%) ÷ 2〕である。

⑥ 具体的な事例

□ 状況の仮定

○ 勤労者数：200名（一般勤労者180名、高額年俸者10名、役員10名）

○ 平均賃金*

第1期5,000万ウォン、第2期5,100万ウォン、第3期5,300万ウォン、第4期5,400万ウォン

* 高額年俸者と役員を除外した一般労働者180名の平均賃金

○ 平均賃金増加率

第2期2.0%、第3期3.92%、第4期1.89%

○ 第5期における直前3年増加率の平均

2.60%〔= (2.0%+3.92%+1.89%) ÷ 3〕

区分	第1期	第2期	第3期	第4期
平均賃金（単位：万ウォン）	5,000	5,100	5,300	5,400
対直前年度比増加率	-	2.00%	3.92%	1.89%
対直前3年平均比増加率		2.60%		

□ 第5期の状況別事例

① 第5期の平均賃金が5,500万ウォンの場合 → 税制支援の対象にならない

- 第5期の平均賃金増加率（1.9%） < 直前3年の増加率平均（2.6%）
 - ② 第5期の平均賃金が5,700万ウォンの場合 → 税制支援の対象になる
 - 第5期の平均賃金増加率（5.6%） > 直前3年の増加率平均（2.6%）
- ☞ 税額控除額 = (5,700万ウォン - 5,540万ウォン*) × 180名 × 10% = 2,880万ウォン**
- * 5,540万ウォン = 第4期平均賃金5,400万ウォン × (1 + 第5期の対直前3年平均比増加率2.6%)
- ** 大企業の場合は控除率が5%なので税額控除額は1,440万ウォン

3. 配当所得増大税制

① 制度の導入方案

支援対象

一定水準以上の配当性向または配当収益率を達成し、総配当金額が一定の比率以上に増加した上場企業の株主

1 類型

市場平均配当性向または配当収益率の120%以上であって、当該年度の総配当金が10%以上増加した上場株式

2 類型

市場平均配当性向または配当収益率の50%以上であって、当該年度の総配当金が30%以上増加した上場株式

支援方案

該当法人からの配当金*に対して源泉徴収税率を引下げる。総合課税対象者の場合には選択的分離課税を許容する。

* 現金配当に限定する。また、中間配当は除外する。

- 源泉徴収税率を14%から9%に引下げる。金融所得総合課税対象者には25%の選択的分離課税を許容する。

施行時期

- 2015年1月1日以後に開始される事業年度の決算配当分から、3年間、時限的に適用する。

② 具体的な要件算定基準

- 課税特例の適用要件が直前年度の配当のみに左右されないことがないよう、配当性向の要件と配当収益率の要件は3ヵ年を基準にして計算する。

- 配当性向

3ヵ年の現金配当金 ÷ 3ヵ年の当期純利益

- 配当収益率

3ヵ年の平均配当収益率

→ 1 類型：② ≥ ① × 120%

2 類型：② ≥ ① × 50%

- 総配当金の増加率は、配当年度の総配当金の Max（直前年度、直前3ヵ年の平均配当金）に対する増加率を基準にして判断する。

→ 1 類型：④ ≥ ③ × 110%

2 類型：④ ≥ ③ × 130%

		t - 3 年度	t - 2 年度	t - 1 年度	t 年度
市場平均配当性向、配当収益率基準		①			
個別企業の 要件判断基準	配当性向、配当収益率	②			
	総配当金増加率	③			④

③ 個人別の支援効果

- 源泉徴収税率を選択的分離課税時より大幅に引下げて、小額株主に対する税制支援を拡大する。

- 源泉徴収対象者は、源泉徴収税率 14%を勘案するとき、税負担が 36%減少する。

$$\therefore (14 - 9) \div 14 = 35.7\%$$

- 金融所得総合課税の対象者は、総合所得税率 38%でグロスアップを勘案するとき、総合所得税*に比べて税負担が 20%減少する。

* 配当所得 100 を支給されたとき

$$- \text{総合課税の税負担} = (100 + 11) \times 38\% - 11 = 31.18 \quad *$$

$$- \text{分離課税の税負担} = 100 \times 25\% = 25$$

$$\therefore (31.18 - 25) \div 31.18 = 19.8\%$$

※ <参考> 配当税額控除制度によって総合課税時に最高税率（38%）が適用される者も配当所得に対しては実際に 31.18%の税負担とする。

- <概念> 法人源泉所得に対しては法人段階で法人税が課税され、株主段階で所得税が課税されるので、二重課税の問題が発生する。

→ 配当税額控除制度を通じて二重課税の問題を調整する。

- <算式> 法人段階で負担した法人税相当額（配当所得×11%*）を配当所得に加算した後、その配当加算額を所得税の算出税額から控除する。

$$* \frac{\text{低い区間の法人税率 } 10\%}{(1 - \text{低い区間の法人税率 } 10\%)} = 11\%$$

—以上—